

審議（会議）結果

審議会等名称 第13期第7回神奈川県生涯学習審議会

開催日時 平成30年9月18日（火）11時00分～12時30分

開催場所 神奈川県住宅供給公社ビル5階（神奈川県教育委員会）委員会会議室

出席者【会長・副会長等】 ※五十音順

青木信二（厚木市立森の里公民館館長）

有賀かおる（小田原市立酒匂小学校放課後子ども教室コーディネーター）

宇野努（公募委員）

大田裕多佳（一般社団法人神奈川県専修学校各種学校協会副会長）

加藤徹（南足柄市市民部生涯学習課生涯学習班長）

岸部都（神奈川県議会議員）

小池茂子（聖学院大学教授）【副会長】

小林英子（特定非営利活動法人かながわ女性会議）

鈴木眞理（青山学院大学教授）【会長】

田村ゆうすけ（神奈川県議会議員）

天井勝海（公募委員）

夏井美幸（神奈川県公民館連絡協議会副会長）

野崎智（神奈川県公立中学校長会代表（南足柄市立南足柄中学校長））

萩原建次郎（駒澤大学教授）

次回開催予定日 未定

所属名 担当者名 生涯学習課 森、白川、廣瀬

掲載形式 議事録

議事概要とした理由 一

審議（会議）経過

1 開会＜事務局＞

2 あいさつ＜生涯学習部長＞

（傍聴者確認）

○鈴木会長

審議に入る前に、本会議は原則公開となっておりますが、傍聴を希望する方はいらっしゃいますか。

○事務局

いらっしゃいません。

○鈴木会長

それでは、議題に入ります。

3 議題

（1）第13期生涯学習審議会諮問事項「地域と学校の連携・協働の推進」について

○鈴木会長

今回は、第13期の最終回となりますので、「資料2」の答申（案）をある程度確定していくこととなります。

通常であれば、前回の審議概要を事務局から説明してもらったところですが、本日は「資料2 答申（案）」について、前回審議会での指摘等も踏まえた上で事務局から説明してもらうこととしたいと思います。

○事務局

「資料2 答申（案）」のおよび「資料3 答申骨子（案）に対する指摘と対応（案）」を御覧ください。事務局からは、答申（案）の、主に第3章までを御説明します。

まず、答申の構成は、これまでの審議の流れに沿って、第1章「事例報告」、第2章「委員レポート」、第3章「論点の整理」、第4章「提言」という形としました。「委員レポート」については、前回審議会において、本編に入れたほうがよいという御指摘があったこともあり、このような構成にしています。

続いて、第1章から順に御説明いたします。

第1章「事例報告」は、報告のあった7つの事例を、1事例1頁で掲載しました。各事例は、大きく3つのパートに分けて記載しており、1つ目が、活動を支える枠組みとなっている事業の概要、2つ目が活動の概要や活動の様子、3つ目が活動のポイントという構成となっています。また、答申を読む方の情報収集に役立てるため、QRコードなどを入れたらどうか、という御指摘がありましたので、事業のHPがあるものについては、URLを掲載しました。

事例については、前回の骨子（案）でお示した分類が適切でないとの御指摘がありましたので、分類せずに、事例発表順の掲載としています。また、分類に関連して、事業スタートのきっかけに関する視点は重要との御指摘もありましたので、それに関しては、事例報告

のリード文や事例報告の中で、可能な範囲で触れました。

第2章は、皆さまに執筆いただいたレポートを、お名前の五十音順で掲載しています。

第3章「論点の整理」では、障がい福祉に関する視点を入れたほうがよいという御指摘から、第1節「事例からの考察」の「基本的視点」に、「多様性の肯定」あるいは「多様性」という項目を追加しました。この項目の表現については、本日の審議会にて、御議論いただきたいと思います。併せて、基本的視点の6つ目、骨子（案）では「共益性」としていた項目についても、本日、表現を御検討いただきたいと考えています。

障がい福祉の視点に関連して、第2節「事例からみられる効果」のうち、地域への効果として「ともに生きる社会」の実現を加えました。また、効果に関して、前回審議会において、「第3の居場所」について明記すべきとの御指摘があったことから、これを子どもへの効果に加えました。

第3節「課題と方策」は、骨子（案）の段階では、意識、人材、体制の順としていましたが、これを人材、体制、意識の順としました。そして、“地域と学校が対等でない活動は、一方にやらされ感が残り活動継続が困難”という課題は、人材から意識に移しました。また、前回審議会で提案されたとおり、皆さまのレポートのサマリーを、人材、体制、意識の3つの柱に分けて、それぞれ掲載しています。

その他、ここまでの説明で触れなかった、前回審議会での御指摘の反映状況について、「資料3」により御説明いたします。（以下、「資料3」のとおり）

○鈴木会長

続いて、提言内容について小池副会長から説明願います。

○小池副会長

答申（案）第4章について御説明いたします。

この部分は、今回の答申の中で私どもが行政に対して提言申し上げたいことを一番要約している部分になるかと思えます。

まず、「総論」としての「連携・協働を進めていく上で、大切な視点」では、地域と学校の連携・協働を進めることによって、子どもたちにとってよい教育、教育効果をもたらすことができる一方で、学校の外の住民や団体の方々が、これらの活動に参画することによって、日常生活の場で、子どもを育てあげた人たちと子どもたちとの人的繋がりを生み出す、といった住民の生きがいや自己実現にもつながっていくという教育力がそこにはあることを書かせていただきました。

しかし、学校には学校教育の特性や「よさ」がある一方、学校の外で行われている教育活動、いわゆる社会教育にも、その特性や「よさ」があります。そこで、連携・協働において、全て学校が主導して行うだけではなく、地域の中にあるボランティア、あるいは組織的な教育活動の場に子どもたちを送り出すという学校からの連携のあり方、すなわち、地域が学校に行くのではなく、学校が地域に子どもたちを送り出すという形も、連携・協働の方向性としてあることを忘れてはならないことを示唆しておきたいと思います。そして、この審議会

の中でも何度も語られたことですが、とにかく予算をつけて連携・協働を行うように、という上から降ってくる形の事業がありますが、それは、地域のボランティアや社会教育のリーダーたちにとっては、一度は引き受けることができても、それを継続してやっていくことになると、地域の負担が大きい。そこで、地域の人たちが喜んで学校に協力できるような支援体制、あるいは地域と学校が「Win-Win の関係」を築くための支援体制がないと長く継続できないというお話がありましたので、総論の中で触れています。

また、地域と学校との連携・協働は、一気に実現にこぎつけられるものではありません。そういう活動を担い、積極的に協力してくださる人たちを、地道に地域の中で、社会教育や地域活動という場を通じて育てていくことを、大事にしなければならぬことを述べています。

続いて、第1節の「総論」で述べた視点を踏まえた上で、担い手になる地域や学校の皆さんに向けて、また行政への提言について、第2節「活動に関わる皆さんへ」及び第3節として、対象別に記載しています。

「地域の皆さんへ」：地域と学校の連携・協働では、「やらされ感」や「負担感」があるという問題が1点ありますが、しかし「人生100歳時代」の到来が現実となっている今日、高齢者も含めた地域住民が作り出す繋がり、これは社会関係資本といわれているものですが、これが形づくられていくことが、地域住民の満足度につながっていくのではないかと。次代を担う子どもたちを育てて、人と人とのつながりのある地域社会を作るためにも、できることから子どもたちの育ちを支えるボランティアを始めるということを、皆さんで考えていただきたいことをお願いする形の提言としました。

「学校関係者の皆さんへ」：子どもの教育といえば学校教育、ということは、学校教育関係者の方々も自負しており、一般にも認知されているものと思います。しかし、学校独自の教育の「よさ」のほかに、学校の外に「第3の居場所」を作る取組、学校関係者がいない居場所を作るといった「よさ」が、社会教育の特性としてあることを、ここで指摘しました。例として、今回事例報告にあった、公民館における通学合宿や、学校に足が向かない子どもたちの居場所づくりを地域住民が行っている事例などを具体的に挙げて、学校関係者の皆さんに、より御理解いただきたいことを述べました。

また、学校から連携や協力を依頼された時に、地域住民の方々は、何をどこまでやればよいのかという問題や、負担感が大きいという問題を、学校に理解していただく働きかけや意見交換が必要であると思います。自前主義に陥らずに、地域の中の社会教育施設や地域住民との連携を考えていく必要性、更には、どこまで地域にお願いするのかを明確にしたうえで連携することが必要であると指摘しました。

「行政が果たすべき役割（行政への提言）」：私どもの審議会の提言は、最終的には教育行政に対する政策提言ということになります。ここでは、地域と学校の連携・協働の推進に関して、ともすると地域が学校に対して何ができるかという視点だけが先行し、地域の負担が大きいという不満の声があることを踏まえて考えたいと思います。

地域の支援者と学校とが「Win-Winの関係」を築ける支援体制を行政がつくっていくことを求めたいと考えます。具体的には、連携を担う人材として、多くの学校には「スクールコーディネーター」が配置されており、彼らの力に負うところが大きいことが報告されました。そのコーディネーターの方たちの技能向上・強化を進めていくために、研修を充実させていただきたい。また、学校の中だけで仕事をしている方たちが、他の学校のコーディネーターとの情報交換や交流の場を持つことによって、更にコーディネーターの資質を向上させていくことができることについて指摘しました。

そして、学校のコーディネーターの他にも、地域の住民や団体、社会教育施設と学校とが連絡を密にし、それぞれの要望に応じて、必要な財的、人的、物的、情報発信等の支援が得られるよう、自治体はその体制をつくっていただきたいということを述べました。また、自治体の中では、そういった連絡調整機能を担う担当部門を明らかにし、その職務を遂行する担当者を明確にしたうえで、地域と学校の連携・協働を推進していただきたいと考えます。

○鈴木会長

答申（案）全体を説明していただきました。

この答申の構成自体が、異例だと思います。委員の方々の生の声をそのまま答申に掲載するケースは、めったにないものだと思います。当初からそのような形がよいのではないかと、ということで進めてきましたが、私の感想としては、委員の皆さんが積極的にやってくださっているということ、きちんと示すという意味でもよかったのではないかと感じています。それぞれ、御自身が執筆するところも、全体の流れの中での位置づけを考えながら書いてくださっていると思いますので、全体として、まとまりのあるものになっているのではないかと思います。

第3章「論点の整理」第4章「提言」について、御意見があれば御発言ください。特に、第3章第1節に挙げた基本的視点の6番目と7番目（「資料2」p28-29）の〈要検討〉となっている項目名の表現については、ここで、御意見をいただきたいと思ひます。

では、まず第3章について御意見ありますでしょうか。

○萩原委員

基本的視点の6番目ですが、「互恵性」という言葉がしっくりくるのではないかと思います。

「Win-Win」は、もともと経済用語で、最近ではそれ以外の分野でもよく使われる言葉ではありますが、その言葉の根っこにあるものに、勝ち負けや、利益を取り合っそのバランスを図るといった意味合いを感じてしまう。むしろ、お互いがお互いを豊かにしていくという意味合いを込めて「互恵性」という言葉を提案したいと思ひます。

○鈴木会長

その言葉が、どこかで使われているというようなことはありますか。

○萩原委員

日本語としては、一般的な言葉かなと思ひます。

○事務局

外交関係において、よく使われる言葉だと思います。

○宇野委員

萩原委員の御提案を伺っていて思い出したことがあります。

互いによき合うということで、「人たらし」という言葉があります。田中角栄が神楽坂の道を、午前中は国会議事堂に向かって、午後は自宅の目白邸に向かって一方通行にしたという逸話があります。これは、一見わがままに見えて、祝祭日は歩行者天国にして市民に開放するというので、そういう「人たらし」という表現をするのですが、「互恵性」の説明をする中で、「人たらし」という文言を入れると伝わるのではないかと思いましたので提案します。

○鈴木会長

文章の中に、そういう言葉を入れてはどうかという御提案でした。他に御意見ありますでしょうか。

「Win-Winの関係」という言葉は、これまでいろいろなところで出てきているので、これを変更してしまうと、まとまらなくなってしまうから、この言葉は変えないことにしましょう。それを包み込んで、衝突しないようなニュアンスの言葉にしたいと思います。

○青木委員

「互恵性」という言葉とした場合、読んだ方々がすぐにわかるでしょうか。

○鈴木会長

文字を見ればわかるのではないのでしょうか。

3文字の〇〇性で統一させるのは難しいのではないかと思います。他の項目が〇〇性となっているので、何とかならないか…ということですね。

○小林委員

挙げられている中では、「共益性」が一番分かるように思います。共にそれぞれの益になる、というのが明るさも感じられる文字ではないかと思います。

○青木委員

私も、そう思います。

○有賀委員

私も、そう思います。前回案では、「共益性」となっていました。また、項目の順番について、前回の案では、「継続性」の前に入っていました。仮に「共益性」とした場合に、項目の説明文の最後に“活動の継続を可能とするとともに”という表現があるので、元の順番のほうがよいのではないかと思います。

○事務局

事務局としては、キャッチーな言葉がいいかな、と考えております。長い表現になってしまうと、ややキャッチーな感じではなくなってしまうかと思っています。

○鈴木会長

「共益性」という言葉に戻して、「継続性」の前に持ってくる、という形でもよいかも知れません。

「共益」という言葉は、どなたかのレポートにあった表現だったでしょうか。

○事務局

皆さん「Win-Win」という言葉を使っているから、「共益性」という言葉は出てきていなかったと思います。

○鈴木会長

「Win-Win」を言い換えたのが「共益性」ということですね。

○天井委員

「共益性」という言葉は、読み方によっては、数値化された利益などのイメージで捉えられるのではないかと思います。一方、「互恵性」は、数値化されない、ふんわりとした恵みといった、お互いが満足を感じるような意味が含まれている表現だと受け取れます。何かが出来たとか、儲けたとかといったことではなく、心の行き通いのようなニュアンスも含まれている言葉だと思いますし、決して難しい言葉ではないと思います。更には、互いを尊重するというニュアンスも含まれているように思うので、そういう意味では、新規性のある言葉ではないかと思います。

○鈴木会長

どういう言葉を使っても、解釈はいろいろで、様々に感じ取る人がいるだろうとは思いますが、それ自体が話題になってくれれば、そのほうがいいかも知れない、ということもあります。

それでは、最終的な判断は後でさせていただきますが、一応、「共益性」とし、「継続性」の前に持ってくる、という方向としてよいでしょうか。

また、7番目の項目については、3文字できている流れからみて、「多様性」とする方向かと思います。

○有賀委員

第3章第3節「課題と方策」に掲載された、各委員のサマリーについて、レポート番号がずれているようです。

○事務局

修正します。

○鈴木会長

続いて、第4章「提言」について、御意見ありますか。

○天井委員

提言の中で、地域と学校の連携・協働の成果について触れられていますが、このことが、生涯学習社会の構築に繋がるといった言葉があるとよいのではないかと思います。

他、委員レポートで下線を引いている部分がありますが、全体の体裁を考えると下線はないほうがよいのではないのでしょうか。

○鈴木会長

下線が引いてある部分は強調したい部分、ということだと思いますので、下線をやめて太字やゴシック体にするなどしてはどうでしょうか。

○夏井委員

明朝体の太字がいいのではないのでしょうか。

○有賀委員

第4章提言の「学校関係者の皆さんへ」で、放課後子ども教室について述べている部分について、“子どもたちの学習支援は教員経験のあるスタッフによって担われており、教育経験のない住民には学習支援以外の活動を支援してもらうという線引きが行われていました”と記載されていますが、実際には、教員経験のある住民も、学習支援以外の活動支援を行っているので、はっきりした線引きというものではありません。例えば“…学習支援以外の活動を支援してもらうという活躍の場が与えられていました”といった表現にさせていただければと思います。

○鈴木会長

“…という活動が期待されてきました”などというニュアンスでしょうか。事実と少し違う表現になっているということですね。

○小池副会長

学習支援は、教員の経験のある方を中心とし、一般の住民の方は、教員免許を持っているか、いないかに関わらず、学習支援には当たらせていないということですよね。すなわち、学習支援に当たるには、教員の経験があることが必須条件となっていることを述べたかったのですが。

○有賀委員

わかりました。現場経験のある方が、学習支援にあたっています。

○小池副会長

学校の学習支援に、なるべく多様な人々が関わって、子どもたちを支えていく環境を整えることを期待したいということが伝わるとよいと思います。このあたりのマネジメントなどの点で、いろいろなケースがあることを述べておきたいと思います。

○鈴木会長

そのようなことが期待されてきました、というニュアンスになればよいのではないのでしょうか。

そして、天井委員から指摘のあったとおり、提言最後に、全体のまとめとして生涯学習社会の構築ということについて、3行程度で入れるとよいのではないのでしょうか。

○小池副会長

確認ですが、第3章第3節「課題と方策」に掲載するサマリーについて、最終的にはどのようなになりますでしょうか。

○事務局

修正後の形を整理すると、「人材」のところに論文②③⑩⑮、「体制」に論文⑤⑧⑨⑪⑫⑭、「意識」に論文①④⑥⑦⑬⑯を掲載することになります。

○鈴木会長

これで、今回の審議は終了とし、答申（案）を固めた、ということとしたいと思います。ここでいくつか出た指摘等については、整理し、最終的には、会長、副会長が確認して確定することとします。

続いて、今後の予定について事務局から説明願います。

○事務局

本日ご審議いただきました答申（案）につきましては、最終的に鈴木会長、小池副会長に御確認いただき、10月19日に、県教育委員会に手交していただく予定です。手交の際には、記者発表を予定しておりますが、審議会委員の皆様には、事前に送付させていただきます。また、答申は、県内市町村教育委員会や社会教育団体などに配付するとともに、県ホームページにも掲載します。

○鈴木会長

第13期の生涯学習審議会の審議を終了いたします。長い間、御協力ありがとうございました。その他、特になければ議事を終了とし、進行を事務局に返します。

以 上